

健 発 1129 第 2 号
平成29年11月29日

公益社団法人日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「がん登録等の推進に関する法律」第6条第1項に基づく病院等による届出について

今般、標記について、各都道府県知事に対し、別添のとおり、依頼をしましたので、貴職におかれましても、その内容についてご理解いただくとともに、貴管下の関係団体及び関係者に対する周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(別添)

健 発 1129 第 1 号
平成 29 年 11 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「がん登録等の推進に関する法律」第6条第1項に基づく病院等による届出について

平成 28 年 1 月 1 日に施行された「がん登録等の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。)は、がんの発生状況や治療後の経過等、がんの罹患の状況を把握・分析すること等を目的として、全国がん登録の実施やこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、がん登録等により得られた情報の活用等について定めているところである。

このうち、全国がん登録については、全ての病院及び都道府県知事により指定された診療所(以下「病院等」という。)は、法第6条第1項に基づき、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたときは、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報(以下「届出対象情報」という。)を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

また、都道府県知事は、法第8条第1項に基づき、病院等から届出がされた届出対象情報について、審査及び整理を行った上で、全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を、厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。

一方、がん登録等の推進に関する法律施行規則(平成 27 年厚生労働省令第 137 号)第 10 条では、「厚生労働省令で定める期間」については、『「当該病院等において、当該がんの初回の診断が行われた日」の属する年の翌年の 12 月 31 日まで』である旨、規定しているところである。

即ち、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの届出対象情報については、本年 12 月 31 日までに、病院等から当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならないこととされているので、貴職におかれては、あらためて、これらのことについて了知の上、届出対象情報について審査及び整理、並びに全国がん登録データ

(別添)

ベースに記録されるべき登録情報の厚生労働大臣への提出等に、遺漏なきを期されたい。

なお、届出対象情報の届出が行われなかった場合には、都道府県知事は、法第 7 条に基づき、病院の管理者に対し、届出の勧告及び公表の措置をとることができることとされているほか、法第 16 条においては、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができるとされているので、念のため、申し添える。

また、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、法第 10 条及び第 13 条に基づき、都道府県知事に対して、がんに罹患した者の氏名、がんの種類等の事項に関する調査を行う必要がある旨を関係都道府県知事に通知し、当該通知を受けた都道府県知事は、その調査結果を厚生労働大臣に報告するものとされているので、留意されたい。

以上のほか、法に係る貴職の事務については、平成 27 年 10 月 13 日付け、11 月 12 日付け、12 月 28 日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡『「がん登録等の推進に関する法律」に係る疑義解釈資料の送付について(その1～その3)』を参照されたい。